

「隠岐海区漁場計画（素案）」へのご意見に対する県の考え方

ご意見募集期間：令和4年7月28日から同年4年8月27日

ご意見の提出者数：1名

	ご意見の内容	県の対応・考え方
1	公示番号定第53号は類似漁業権以外の漁業権として公示されているが、既存の定置漁業権の区域拡大であるため、類似漁業権であると考えられる。	ご意見を、漁場計画（案）に反映したいと思います。